

社会福祉法人 白老宏友会
役 員 報 酬 規 程

（目的）

第1条 この規程は社会福祉法人白老宏友会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」とする。）並びに評議員選任・解任委員の報酬と費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事については常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (4) 評議員とは定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- 2 常勤理事については、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表1の「常勤理事の月額報酬表」に定める支給基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。
- 3 非常勤理事については、月額報酬を支給しない。
- 4 監事については、監査業務等のために出勤したときは、別表2の「監事の日額報酬表」に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。
- 5 非常勤役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したとき、別表3に定める日額報酬を支給する。
- 6 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会へ出席したときは別表4に定める日額報酬を支給する。
- 7 理事会、評議員会又は、評議員選任・解任委員会について非常勤役員等が書面又は電磁的記録により、同意の意思を示して決議があったものとみなされた場合、別表3に定める日額報酬の半額を支給する。
- 8 理事会評議員会又は、評議員選任・解任委員会について、非常勤役員等がテレビ会議、電話会議を含む出席者が一堂に会するものと同等の相互に十分に議論を行うことが出来る方法による理事会によって開催された場合、別表3に定める日額報酬を支給する。

（報酬等の支払方法）

第4条 報酬の支払いは次の通りとする。

- (1) 前条第2項の役員等については職員給与規程に準じて支給する。
 - (2) 前条第4項の監事については監査業務等のために出勤した都度現金にて支給する。
 - (3) 前条第5項の非常勤役員等については、当該会議等に出席した都度現金にて支給する。
 - (4) 前条第6項の評議員選任・解任委員については、当該委員会に出席した都度現金にて支給する。
 - (5) 本条各号の規程に関わらず現金支給での対応が困難な場合は振込支給にて対応する。
- 2 報酬及び日当の支払額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

(交通費)

第5条 理事会及び評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次の通り支払う。

- (1) 第2条第2項の役員等については、給与規程第13条（通勤手当）の規程に基づき支給する。
- (2) 第2条第3項及び第4項の役員等については、旅費規程に基づき、その都度現金にて支給する。
- (3) 第2条第5項の評議員選任・解任委員については、旅費規程に基づき、その都度現金にて支給する。
- (4) 本条各号の規程に関わらず現金支給での対応が困難な場合は振込支給にて対応する。

(費用弁償)

第6条 理事会及び評議員会、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書をもって実費を支給する。

(出張旅費)

第7条 役員等が法人業務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第8条 当法人職員の身分を兼務し、職員給与を支給している常勤役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 18 年 3 月 22 日一部改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 3 月 28 日一部改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 3 月 28 日一部改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 28 日一部改正し、平成 27 年 4 月 1 日より遡及して施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日一部改正し、平成 29 年 4 月 1 日より遡及して施行する。

この規程は、平成 30 年 3 月 20 日一部改正し、平成 29 年 4 月 1 日より遡及して施行する。

この規程は、令和 1 年 6 月 14 日一部を改正し、令和 1 年 6 月 1 日より遡及して施行する。

この規程は、令和 3 年 3 月 17 日一部を改正し、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 5 年 5 月 23 日全文を改正し、令和 5 年 7 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 8 年 5 月 28 日全文を改正し、令和 8 年 7 月 1 日より施行する。

別表 1

(常勤理事の月額報酬表)

号俸	支給基準額	備考
1号俸	月額 100,000 円	
2号俸	月額 150,000 円	
3号俸	月額 200,000 円	
4号俸	月額 250,000 円	
5号俸	月額 300,000 円	
6号俸	月額 350,000 円	
7号俸	月額 400,000 円	

別表 2

(監事の日額報酬表)

区分	支給基準額	備考
① 監事監査業務の為の出勤	4時間未満 10,000 円	
	4時間以上 20,000 円	
② 理事会・評議員会・選任解任委員会の出席	1日 7,000 円	
③ 入札の出席	1回 5,000 円	

※同日の実施の場合は重複支給を行わない。

別表 3

(非常勤役員等の日額報酬)

区分	支給基準額	備考
① 理事会・評議員会への出席	1日 7,000 円	
② 入札の出席	1回 5,000 円	

※同日の実施の場合は重複支給を行わない。

別表 4

(評議員選任・解任委員の日額報酬)

区分	支給基準額	備考
評議員選任・解任委員会への出席	1日 7,000 円	